

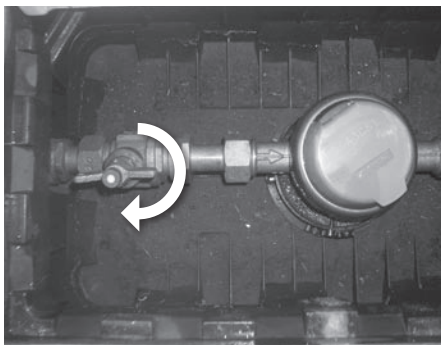
定期的なチェックで 漏水の早期発見と対応を

最近「水道の使用水量が増えているが、水道管の漏水ではないか」との相談が増えています。

漏水は、初めはわずかな量でも次第に多くなり、料金も高額になりますので、定期的なチェックによる早期発見が大切です。

漏水の兆候をチェック

- 特に理由がないのに、使用水量が増えてきている。
- 蛇口をよく閉めたにもかかわらず、水が垂れている。
- 水を使っていないのに、蛇口



写真① 右へ止まるまで回す

漏水時の対処方法

- 水道管を埋めてある付近の地面や壁面などが湿っている。
- 給湯設備などの配管から水が流れ出ている。
- 水を使っていないのに、宅内から側溝などに排水している。
- 水洗トイレの水を流していないのに、水が流れている。

応急処置として、メーターボックス内の止水栓を右に回し、水を止めます(写真①参照)。

【蛇口から漏水している場合】

旭市指定給水装置工事業者に連絡し、修理してください。

※指定給水装置工事業者はホームページで確認できます。
【水洗トイレや給湯設備などから漏水している場合】

器具に止水栓があれば、水を止めることができます。器具の修理や交換は、取り付けた業者または指定給水装置工事業者に連絡してください。

【第一止水栓から宅内側の配管で漏水している場合】

指定給水装置工事業者に連絡し、修理してください。費用は、利用者の負担となります。
※第一止水栓とは、道路(本管)側から宅内側に向かって最初にある止水栓のこと。第一止水栓から本管側、または道路路上で漏水している場合は、水道課に連絡してください。

水道料金は？

家庭の給水装置(水道管)は、皆さんの財産であり、自分で管理する必要があります。もし漏

水で通常より請求が高額になっても、原則として水道メーターで計量した水量に対する料金は、支払わなければなりません。

ただし、次の全ての条件(①と②)を満たす場合のみ、一部減額となる場合があります。

- ①地下や壁内、床下の漏水で、地表や外観からは確認できず、流水音などもないなど、発見することが困難な場合。
- ②漏水発見後、速やかに漏水の修理を完了している、あるいは指定給水装置工事業者に修理を依頼しているなど、適切な管理を行っている場合。

※前記の条件を満たしても、次の場合は対象となりません。

- 給水装置を損傷させて漏水した場合。
- 無届けで給水装置の改造を行った場合。
- 市の指定を受けていない工事業者が修理した場合。
- 井戸水の配管を水道に切り替えて使用している場合。

問い合わせ先

旭市水道お客様センター

☎ 63・8881

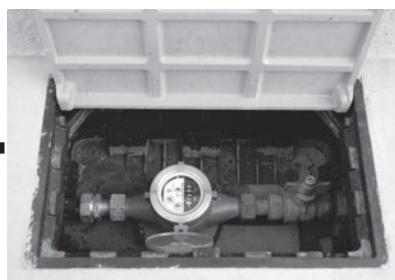
水道課工務班

☎ 63・8882

漏水の発見方法



1. 家の蛇口を全て閉め、トイレや給湯設備などで水を使用していないことを確認します。



2. メーターボックスを開け、メーターのふたを開けます。



3. パイロットが少しでも回っている場合は、どこかで漏水しています。指定給水装置工事業者に連絡し、修理しましょう。